

平成31年2月1日

第39号

公益社団法人佐渡法人会

佐渡市千種50-5
TEL(F兼)0259-63-4234



佐渡 法人会だより

もっと、いい社会であるために



【佐渡トキ野生復帰10周年】

トキの放鳥をスタートさせてから10周年を記念して、10月14日に記念式典・記念フォーラムが開催されました。15日の放鳥式では、眞子内親王殿下など来賓の方々により11羽のトキが放鳥されています。

写真提供：環境省

法人会

消費税期限内納付

推進運動

目次

- 2 年頭のご挨拶 小濱 安夫 佐渡法人会長
新年のご挨拶 眞木 治 佐渡税務署長
- 3 税制改正に関する提言書を市長・
議長へ提出／納税表彰式
- 4 新年のご挨拶 小林 敬 佐渡地域振興局長
／新春特別講演会開催

- 5 事業報告／
青年・女性部会の活動
- 6 7 佐渡税務署からの
お知らせ

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/sado/>





年頭のご挨拶

公益社団法人 佐渡法人会
会長 小濱 安夫

皆様改めまして、明けましておめでと
うございます。新しい年を迎え、会員の
皆様に一言ご挨拶を申し上げます。

われわれ法人会は、半世紀を超える
長い歴史を通じて、税のオピニオン
リーダーとして、税に関する活動を中心
に広く社会への貢献活動を展開してまい
りました。その歴史と実績を踏まえ、新
たな公益法人への移行後も、租税教育な
どの税の啓発活動を中心とした公益的
な活動をさらに積極的に展開し、広く社
会に貢献して参る所存であります。

わが国は、長引くデフレからの脱却と
強い日本経済の再生を目指す政府の積
極的な経済政策が一定の効果を上げ、景
気は回復基調にあります。しかし今後経
済の自立的な好循環を構築するためには、個人消費や設備投資の拡大、賃金上
昇の持続が必要であり、それらを後押し
する実効性のある成長戦略がなにより
重要となります。

こうした中、地域経済と雇用の担い手
であるわれわれ中小企業は、経済政策の
効果が十分に浸透しておらず、引き続き
厳しい状況にあります。日本経済の再生
のためには、それぞれの地域を支える中
小企業の活性化が不可欠であります。今

後とも国県並び佐渡市行政関係各位の

ご理解ご支援を法人会に賜りますよう、
心からお願い申し上げます。平成の時代
が終わりを告げようとしております。顧
みますと平成の時代は、大変災害の多い
時代であったように思います。災害によっ
て命を失われた方、また家財等を失われ
た方々に、心より哀悼の気持ちを表しま
す。

結びにあたりまして、これまで同様佐
渡法人会に、皆様方の温かいご支援、ご
協力を賜りますよう、心からお願ひ申し
上げますとともに、新しい時代を迎える
にあたり、本年が良い年になりますよう
会員企業の皆様のますますのご繁栄と
ご健勝を心よりご祈念申し上げます。
年頭のご挨拶といたします。



新年のご挨拶

佐渡税務署
署長 眞木 治

平成三十一年の年頭に当り、謹んで新
年のご挨拶を申し上げます。

公益社団法人佐渡法人会の皆様方
におかれましては、健やかに新年をお迎え
のことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は、小濱会長をはじめ役員並び
に会員の皆様方には、税務行政全般にお
たり格別のご理解とご協力を賜り、厚く
御礼申し上げます。

貴会におかれましては、公益社団法人
として各種説明会、租税教室等の租税啓
発活動、社会貢献活動など様々な活動
に意欲的かつ積極的に取り組まれ、地域
社会及び会員企業の健全な発展に多大
な貢献をされております。

私どもといたしましても、公益社団法
人としての事業活動がより一層充実した
ものとなりますよう、法人会の皆様方と
の連携・協調を深めて参りたいと考えて
おります。今後とも税務の良き理解者と
してご協力を賜りますようよろしくお
願ひ申し上げます。

さて、税務行政を取り巻く環境は、経
済社会の広域複雑化、社会経済の国際
化・ICTの急速な進展など、大きく変
化しております。こうした状況の下、「納
税者の自発的な納税義務の履行を適正

かつ円滑に実現する」という国税庁の使
命を果たしていくために、納税者サービ
スの充実に取り組みとともに、適正・公
平な課税・徴収に努めていきたいと考
えております。

また、本年十月に導入される消費税の
税率引上げと軽減税率制度については、
一人でも多くの事業者の皆様は制度の内
容を十分に理解していただけるよう、制
度の周知・広報に取り組んでいるところ
です。

間もなく平成三十年分の所得税・消
費税等の確定申告が始まります。本年か
らは、e・Taxの簡便化により、マイ
ナンバーカードを利用した方式に加え、
事前に税務署へ申請することにより発
行されたID・パスワードを使用し、国
税庁ホームページの「確定申告書等作成
コーナー」で作成した申告書をご自宅等
からe・Taxで送信することも可能
となりますので、ぜひ御利用いただきた
いと思います。

結びに、本年が公益社団法人佐渡法
人会の会員の皆様方にとりまして幸多
き年となりますよう祈念申し上げ、新年
のご挨拶とさせていただきます。

～ 税制改正に関する提言書を市長・議長へ提出 ～

法人会では、毎年税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に対し提言活動を行っています。提言書については、理事、監事並びに総務税制委員を対象に「税制改正に関するアンケート調査」を実施し、その結果を全法連税制委員会が取り纏めたものです。佐渡法人会では、提言事項の実現に向け11月26日に小濱会長、渡邊副会長が三浦基裕佐渡市長と面会して提言書を手渡しました。また、猪股市議会議長に対し提言書を送付しました。



H30.11.26 (佐渡市長)



H30.10.25 (財務省)



H30.12.6 (国税庁)

平成31年度 税制改正スローガン

- 財政健全化は国家的課題。目標の早期達成に向けて全力を！
- 少子高齢化の急速な進行は不可避。社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を！
- 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を！
- 中小企業は雇用の担い手。事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要！

～ 平成30年度 納税表彰式 ～

税を考える週間の恒例行事のひとつ「平成30年度納税表彰式」が11月15日アミューズメント佐渡を会場に、佐渡税務署、佐渡税務団体連絡協議会の主催で行われました。この表彰は、申告納税制度の普及、発展、租税教育の推進に多大な功労のあった方に対して行われるものであり、大変名誉なことです。当会からは、次の方が受賞の栄に浴されました。

【佐渡税務署長表彰】

女性部会長

計良 ミハル (有限会社西香園)



平成30年度 納税表彰式

平成30年11月15日
於 アミューズメント佐渡

法人会員の加入促進のお願い

平成30年12月末会員数501社(加入率53%)です。

会員獲得・ご紹介にご協力をお願いします！



新年のご挨拶

新潟県佐渡地域振興局
局長 小林 敬

新年明けましておめでとうございます。

佐渡法人会の皆様におかれましては、日頃から県税をはじめ県行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。また、正しい税務知識の普及と納税意識の啓発に努められるとともに、地域社会の発展に積極的に御貢献されていることに対し、深く感謝申し上げます。

昨年は全国各地で洪水や台風、地震など大きな災害が相次ぎ、佐渡でも冬の大規模な断水や夏の猛暑、そして台風による農作物被害など、特に農業にとつて厳しい年となりました。新しい年が穏やかで、災害の少ない、明るい年になることを願っております。

県政においては、昨年6月に交代した花角知事の下で新たな県政がスタートしました。「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を目指して、一段加速した防災・減災対策の推進をはじめ、健康立県の実現や挑戦する人や企業への支援の充実、交流人口の拡大など、様々な施策を展開し、安心・安全で暮らしやすい新潟県、そして元気で活力ある新潟県づくりを進めてまいります。

特に、今年は、JRグループを中心に、日本最大規模の観光キャンペーンが新潟県と山形庄内地方を対象に展開されます。テーマは「日本海美食旅(ガストロノミー)」です。また9月には国民文化祭も新潟県で開催されます。このチャンスを活かして「食」と「文化」をはじめとした佐渡の魅力を積極的に発信し、佐渡地域の一層の振興に努めてまいりたいと考えております。

法人企業の皆様は、佐渡地域の活力の基盤であり、地域の振興には皆様の御協力が不可欠です。税の良き理解者として、また、地域を支える担い手として、今後ともお力添えくださいますようお願い申し上げます。

結びに、新しい年の佐渡経済の発展と、佐渡法人会並びに会員の皆様のお健勝と御繁栄と御健勝を祈念して新年のご挨拶といたします。

～ 新春特別講演会開催 ～

1月22日、八幡館にて恒例の新春特別講演会が開催されました。講師には、商工会経営指導員の経験もあり、現在は新潟県よろず支援拠点のコーディネーターとして活動している中小企業診断士 後藤一男氏を迎え、「数値で診る 佐渡の商工業～その懸念とチャンス～」をテーマに講話を賜りました。人口再生シミュレーションから改善や再生できる目安を感じとってほしいとの思いで、佐渡の人口と事業所数の推移や国で考えている事と佐渡で起こっている事を比較しながらデータに基づき解説して頂きました。施策の効果としては、50～60年後に結果が表れる。現在は、下りのエスカレーターを上っているような状況であり、どう克服するのか熱弁をふるわれました。

講演会後には、佐渡税務署長をはじめご来賓の方々や講演会講師の後藤氏を交え、普段会う機会の少ない異業種の方々との有意義な交流の場となりました。



【優良経理担当者表彰 1/22】 有限会社ワタナベオート 菊池 里美 様



おめでとうございます！

※法人会では、10年以上経理関係事務に携わり事業主から推薦のあった方を表彰しています。

【福利厚生制度推進表彰】

平成29年度対前年比108%達成(4年連続達成中)

※年間累積保険料対前年比103%以上の単位会には、副賞として20万円支給されます

消費税期限内納付 推進運動実施中！



消費税の期限内
納付を忘れずに。



消費税には
申告・納付期限⁽¹⁾が
あります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です⁽²⁾。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額⁽³⁾に応じて中間申告・納付が必要となります。

| 直前の課税期間の 確定消費税額 ⁽³⁾ | 申告・納付回数 |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 4,800万円超 | 年12回(確定申告1回、中間申告11回) |
| 400万円超4,800万円以下 | 年4回(確定申告1回、中間申告3回) |
| 48万円超400万円以下 | 年2回(確定申告1回、中間申告1回) |
| 48万円以下 | 年1回(確定申告1回、中間申告不要) ⁽⁴⁾ |

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
 ※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
 ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
 ※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。